

議案第 8 号

亀山市青少年問題協議会条例の一部改正について

亀山市青少年問題協議会条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 27 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

亀山市青少年問題協議会条例（平成17年亀山市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 青少年関係の団体又は機関の代表者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) その他市長が必要と認める者

第4条第2項中「協議会に、」の次に「会長及び」を加え、「1人」を「各1人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の亀山市青少年問題協議会条例の規定による委員であった者のうち、この条例による改正後の亀山市青少年問題協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項に規定する委員の要件を満たす者は、改正後の条例の規定により委嘱し、又は任命した委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。